

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（22-23）用アキュムレータのドレン配管のビニールホース部が破損し、当該部からの水のリーク（約2リットル、汚染なし）が認められたため、当該ホースを取替	D	
2	1号機	エリア放射線モニタ装置（タービン建屋1階汚染除去室設置）の点検において、デジタル表示不良が認められたため、当該装置を修理	D	
3	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-35）用アキュムレータのシリンダドレン弁及びUシールドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-39）用アキュムレータのシリンダドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉補機冷却系ポンプエリア換気空調系局所空調機用ファンカバーの取付け用ボルトに緩み（4箇所中、14箇所）が認められたため、当該ボルトを点検・修理	D	
6	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）用油冷却器温度調節弁前弁の保温材カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
7	3号機	原子炉建屋1階西側二重扉の外側扉が解錠状態であることを示す警報の誤表示が発生したため、当該扉の施錠装置及び警報回路を点検・修理	D	
8	4号機	所内ボイラ（B）用自動給水調整弁の点検において、調整ボリュームによる開閉制御不良が認められたため、当該弁を修理	D	
9	5号機	計装用空気系圧縮機（B）のシリンダーヘッドエア抜き用チューブ（銅製）に腐食が認められたため、当該チューブを交換	D	
10	6号機	補給水系復水器水位調整弁の制御不良に伴う点検及び原因調査のために当該系統配管について放射線透過試験を実施したところ、補給水系積算流量計下流側の配管エルボ部（1箇所）に許容範囲内の減肉が認められたため、対応検討	C	
11	集中環境施設	洗濯廃液系タンク液位記録計の点検において、継電器装置の電源回路に故障が認められたため、当該装置を修理	D	
12	集中環境施設	焼却工作建屋主排気ダクト放射線モニタ装置のサンプル気体戻り用配管の保温材修理工事に伴い、当該配管に腐食が認められたため、当該部を修理及び対応検討	C	
13	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋内キャスク検査ピット（A）用室内温度検出器の点検において、絶縁抵抗値に管理値外れが認められたため、当該検出器を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで